

知っていますか？

屋外広告物のルール

屋外広告物の ルールを 守りましょう

美濃加茂市都市計画課

? 屋外広告物とは

屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告や道路沿いにある野立広告などその形態はさまざまです。また、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。自分の店舗や会社などに表示する店舗名や会社名なども屋外広告物になります。例えば、次のようなものがあります。



屋上広告物



野立広告物



突出広告物



壁面広告物



アドバルーン



立看板



はり紙



電柱広告

! 屋外広告物の多くは、許可が必要です

幹線道路沿いや市街地などに屋外広告物を設置する場合は、その多くは許可手续が必要です。自社の店舗や会社などに表示する会社名なども、表示面積が10㎡以下の場合を除き、許可が必要です。

! ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、罰則の適用を受けることがあります

屋外広告物を掲出する場合は、設置できる場所とできない場所や場所によって、表示できる面積の大きさ等の規制があります。

また、申請許可手数料がかかりますので、事前に都市計画課までご相談の上、設置工事を行ってください。

